

令和6年 第11回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和6年11月25日（月）					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
閉会時刻宣言	午後2時30分					
会長	小川 収一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	大野 謙一	出	1	松原 啓	出
	2	柴崎 寿男	出	2	宇津木 俊昭	出
	3	岡野 鈴代	出	3	小室 富保	出
	4	波田 二三雄	欠	4	小室 一宏	出
	5	小川 収一	出	5	秋葉 正治	出
	6	新井 功	出			

〔議案等〕

日程第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：葛貫 5 3 7 m²
権利の種類：所有権

議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：大谷木 8 3 3 m²
権利の種類：所有権

議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：西戸 2 3 5 2 m²
権利の種類：所有権

日程第4 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：小田谷 6 4 8 m²
転用の目的：駐車場新設

議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：若山三丁目 1 3 5 m²
転用の目的：敷地拡張

日程第5 報告第1号番号1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
出報告について
土地の表示：岩井東二丁目 4 6 m²
転用の目的：長屋住宅敷地 拡幅

議長	(開会挨拶) それでは令和6年第11回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員5名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 ◎日程第1 会議録署名委員の指名
議長	会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは本日は会議録署名委員に1番、2番を指名します。 ◎日程第2 会期の決定
議長	会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	会期は本日1日とします。 ◎日程第3 議案第1号
議長	議案第1号番号1農地法3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	購入後はどのような利用計画でしょうか？
事務局	畑として利用を考えており、季節野菜をメインに耕作をするとのことでした。

委員	対価が無償となっていますがなぜですか？
事務局	今回の申請は譲渡人の××さんが申請地を耕作することができず、また管理等も難しいということから、隣の農地を所有している譲受人に買い取ってもらう申請になります。そのため、この３条の申請も××さんが手続きを全て進めている状況です。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第１号番号１農地法３条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第１号番号２農地法３条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	総会写真だと申請地にプレハブ小屋が建っていますが、ここは含まれるのでしょうか、また農地に小屋が建っていた場合はどのような処理になるのでしょうか？
事務局	はじめに、総会写真の赤枠の線が間違っておりました、正確にはプレハブ小屋は申請地に含まれておりません。また、プレハブ小屋については過去に届出が出ているかを調べて、出ていない場合は地権者に追々、指導させていただきます。
議長	議案第１号番号２農地法３条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第 1 号番号 2 農地法 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第 1 号番号 2 農地法 3 条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	農地の現況確認帳の利用状況の違いを教えてください。
事務局	管理中は雑草の管理、耕作中というのはそのまま耕作をしている状況 休耕中というのは耕作や管理をしていない状況になります。 まず、西戸の田で現在、稲作はまだ始めてないので管理中になっています。次に多いのが休耕中だと鳩山町の畑で休耕中が多いと思うのですが、こちらが、鳩山町の産業系のエリアに指定されてあるところに畑があり鳩山町農業委員会に問い合わせたのですが、既に農地転用の手続きに入っているとのことで、申請者も手をつけられないので休耕中という形で表現しました。他に西戸にも休耕中があると思いますが、こちらは周辺一帯が山林のような様子だったので、休耕中にしてあります。他の農地については耕作がなされていたので耕作中にしてあります。
委員	対価の金額は一反あたりの金額なのか一筆の金額どちらになりますか？
事務局	こちらは一筆の金額になります。
議長	議案第 1 号番号 3 農地法 3 条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
事務局	(全員挙手)

議長	挙手全員でございます。議案第 1 号番号 3 農地法 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第 4 議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	計画図の 9 と 1 0 の車は出入りができないと思いますが、どのような計画なのでしょう。
事務局	こちらは一世帯が借りる駐車場になり、その都度、出し入れを行い支障が無いように契約をしてもらうとの事です。
委員	踏切から近い場所に位置していますが、鉄道との協議は行っているのでしょうか
事務局	こちらから確認等を行っていないので、この後、代理人に確認を取ってみます。
委員	ここはちょっと前まで砂利置き場になっていませんでしたか？
事務局	ここは少し前まで、ここの線路を挟んで隣にある××さんの資材置場として使われていました、しかし、最近になって××さんの××ということになりました。それまでは違反状態として使われ続けていたのですが、今回、新たに申請者が購入をしたいということだったので、原状復旧を行っていただき申請をされた件になります。
議長	議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第２号番号１農地法５条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第２号番号２農地法第５条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	申請地の一部というのはこれから分筆等を行うのでしょうか？
事務局	県に提出してある書類には測量図がつけられており、一応、分筆ラインと面積等は確定がしていますが、登記がまだ行われていないため書類上ではこのような表記になっています。ご了承ください。
議長	議案第２号番号２農地法第５条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第２号番号２農地法５条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	@ 日程第５ 報告第１号番号１農地法第４条の規定による届け出について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。

委員 会長代理	(異議無し) (閉会挨拶) 以上を持ちまして令和6年第11回農業委員会総会を閉会いたします。
-----------------------	---